

2020

ディスクロージャー誌

SBIいきいき少額短期保険の現状

はじめに

皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社の経営方針ならびに2019年度(2019年4月1日～2020年3月31日)の業務及び財産の状況、事業の概況、財務の状況などをご説明するためにディスクロージャー誌「SBIいきいき少額短期保険の現状 2020」を作成いたしました。

本誌が当社の現状をご理解していただくためのご参考になれば幸いに存じます。

今後とも、一層のご支援ならびにご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

※ 本誌は、「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条及び同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。

会社の概要

(2020年3月31日現在)

社名	SBIいきいき少額短期保険株式会社 SBI IKIIKI SSI Inc.	資本金	36,000千円
設立	2007年7月3日	総資産	2,702,330千円
本社所在地	東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー	従業員数	135名

目次

経営理念等とごあいさつ	2
2019 年度業績報告	5
■ 主要業績の状況	
■ 会社の健全性を示す指標	
当社の販売商品・サービス	8
■ 少額短期保険業に関する規制	
■ 共同保険の取扱い	
■ 販売商品	
■ 各種加入者サポートサービス	
■ 募集体制	
■ お客様の声を経営に活かす取組み	
■ コールセンターでのお客様対応サービス	
■ 保険金・給付金のお支払い状況	
会社概要	21
■ SBI インシュアランスグループ	
■ 沿革	
■ 主要な業務の内容	
■ 経営の組織	
■ 株式の状況	
■ 取締役および監査役	
■ 従業員の在籍状況	
経営の状況	26
■ コーポレート・ガバナンスの状況	
■ リスク管理態勢	
■ 法令等遵守(コンプライアンス)態勢	
■ 指定紛争解決機関	
■ 個人情報保護への取組み	
■ 反社会的勢力への対応	
■ ご契約者等に対する情報提供	
■ 社会とのかかわり	
業績データ	40
■ 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
■ 財産の状況	
■ 業務の状況を示す指標等	
■ 保険契約に関する指標等	
■ 経理に関する指標等	
■ 資産運用に関する指標等	

経営理念等とごあいさつ

経営理念

いきいきと輝く世代に向けて

支えあう「安心」と

共に歩む「やすらぎ」を提供し

一人ひとりのより良い人生を応援します

行動指針

- お客さまと向き合い、お客さまの声を真摯に聞くことで、本当に必要な保障とサービスの提供、価値ある情報の発信を行います。
- コンプライアンスを心がけ、すべての方に公平・公正であり、健全な運営を行うことで社会的責任を果たします。
- 社員が自己研鑽を行い誠実に明るく働き、お客さまへの使命感に満ち、コミュニケーション豊かな職場づくりに取り組みます。

顧客中心主義に基づく業務運営方針

SBIグループは、1999年の創業当初からお客さまの利益を最優先する「顧客中心主義」を貫き、インターネットをはじめとする革新的な技術を積極的に活用することで、より好条件の手数料・金利でのサービス、金融商品の一覧比較、手数料の明示、魅力ある投資機会、安全性と信頼性の高いシステム、豊富かつ良質な金融コンテンツ等、真にお客さまの立場に立った金融サービスの提供に努めてまいりました。

SBIいきいき少額短期保険株式会社(以下「当社」といいます。)は、SBIグループが掲げる「顧客中心主義」の基本観を重視し、保険による「安心」と「やすらぎ」の提供を通じてお客さまのより良い人生を応援することを経営理念として業務を運営し、各種取組みを推進してまいりました。

こうした取組みをより一層強化・徹底していくために、「顧客中心主義に基づく業務運営方針」を公表するとともに、顧客満足度など常にお客さまの視点からその取組みや成果を評価し、定期的に見直しを行ってまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

当社は、全役職員が社会正義に合致した正しい倫理的価値観を持ち、お客さま一人ひとりのより良い人生を応援するという経営理念を胸に、お客さまを中心とする公平・公正な業務運営を実施するとともに、お客さまの声を商品やサービスの改善に活かす取組みを推進し、お客さまの最善の利益を追求してまいります。

また、全役職員がこの方針の根幹となる「顧客中心主義」に沿って行動し、お客さまの最善の利益を追求する企業文化が定着するよう、引き続き従業員研修等の適切な社内体制の整備に取り組んでまいります。

2. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供

当社は、少額短期保険の特性を活かし、お客さまのニーズに機動的にこたえる商品の開発に努めるとともに、お客さまの多様なニーズにこたえるために、他の保険会社等との提携により商品ラインアップやサービスの拡充に取り組めます。

また、ご提案に際しては、お客さまのご意向を把握し、ご意向に沿った商品・サービスのご案内に努めてまいります。

3. お客さまにとってわかりやすい情報提供

当社は、お客さまがご自身のご意向に沿った商品・サービスをお選びいただけるよう、お客さまに提供する情報の充実を図るとともに、お客さまの知識やご経験、商品の特性等を踏まえて、誠実でわかりやすい情報提供に努めてまいります。

4. 利益相反の適切な管理

当社は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、業務を行ってまいります。

5. 顧客中心主義に基づく業務運営の定着に向けた取組み

当社は、顧客中心主義に基づく業務運営の定着のため、取組みの進捗を測る指標を設定するとともに、その結果を定期的に公表いたします。

代表ごあいさつ

当社は、2002年に前身の共済会いきいき世代の会をスタートとし、2007年7月に少額短期保険の準備会社を設立、同年11月にいきいき世代株式会社として少額短期保険業者の登録を受けました。2013年には、SBIグループの一員となり、2014年に社名をSBIいきいき少額短期保険株式会社に変更し、現在に至っております。

創業以来、シニア世代のお客さまの要望にお応えし、順調に保有契約件数を伸ばし、昨年12月には保有契約件数が10万件を突破いたしました。これもお客さまからのご支援の賜物であると御礼申し上げます。

これまで当社は、営業面においては、SBIグループ各社での当社商品の販売促進、ラジオ、新聞、テレビ等、新規広告媒体の拡大、募集代理店における安定した挙績基盤の確保等の取組みを積極的に行った結果、新規のお客さまを常に増やし続けることができました。

商品面におきましては、当社の主たるお客さまであるシニア層の要望に応えるため、引受基準緩和型の商品開発やご加入年齢上限の引上げ等を行ってまいりました。さらに、2017年9月には、ペット保険市場に参入を果たすとともに、昨年10月には、SBIリスタ少額短期保険との共同保険の取扱いを開始し、地震補償保険を発売いたしました。

業務面では、「お客さまの声」に基づく業務改善やサービス向上に取り組むとともに、コールセンターの拡充など、お客さまの利便性向上を図ってまいりました。

さらに、お客さまからの信頼性向上に向け、コンプライアンスの徹底やリスク管理の強化を図るなど、「顧客満足度の高い少額短期保険業者を目指した業務運営」を実践しております。

今後も、私どもSBIいきいき少額短期保険は、「お客さまと向き合い、お客さまの声を真摯に受け止め、お客さまにご満足いただけるよう」、より一層のサービス向上に努めてまいります。

引き続き、皆様の一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2020年7月

SBIいきいき少額短期保険株式会社

代表取締役社長 新村 光由

2019 年度業績報告

- 主要業績の状況..... 6
- 会社の健全性を示す指標 7

主要業績の状況

① 保有契約件数



「保有契約件数」は、新契約の獲得に向けた取組みを行った結果、前年度に引き続き、対前年 20%を上回る増加率を示し、昨年 12 月には 10 万件を超え、年度末には 10 万 5,111 件となりました。

② 収入保険料



一般企業の売上高に相当する「収入保険料」は、保有契約件数の増大に伴い、順調に増加し、46.4 億円を計上いたしました。

③ 経常利益



通常の事業活動で発生した利益を表す「経常利益」は、1.9 億円を計上いたしました。

会社の健全性を示す指標

経営の健全性を示す指標である「ソルベンシー・マージン比率」は、保険契約の増加に伴うリスクの増加等により、前年に比べ低下しましたが、2,700%を超える比率を維持しています。

(単位:千円)

項目	2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額(A)	1,356,562	1,560,830
リスク合計(B)	88,547	112,943
ソルベンシー・マージン比率 (A) ————— ×100 1/2 × (B)	3,064.0%	2,763.9%

また、保険業法上の純資産額は、以下の通り、昨年度より152,504千円増加し、1,173,981千円となっております。

(単位:千円)

項目	2018年度末	2019年度末
保険業法上の純資産額	1,021,477	1,173,981

当社の販売商品・サービス

■ 少額短期保険業に関する規制	9
■ 共同保険の取扱い	10
■ 販売商品	11
■ 各種加入者サポートサービス	16
■ 募集体制	17
■ お客様の声を経営に活かす取組み	18
■ コールセンターでのお客様対応サービス	19
■ 保険金・給付金のお支払い状況	20

少額短期保険業に関する規制

■ 少額短期保険業とは

保険業法上の保険業のうち、一定の事業規模の範囲内において、少額・短期の保険引受のみを行う事業です。

■ 生命保険会社・損害保険会社との主な違い

項目	少額短期保険業者	生命保険・損害保険会社
資格	登録制	免許制
取扱商品の制約	保険期間・保険金額に制約あり (生損保兼営可)	特になし (生損保兼営不可)
事業規模	年間収受保険料50億円以下	事業規模に制約なし
資本金	1,000万円以上	10億円以上
その他	保険契約者保護機構対象外 (供託金制度あり)	保険契約者保護機構の対象

■ 保険金・給付金限度額と経過措置

保険業法により、少額短期保険業では一被保険者の保険金・給付金の上限が保険種類ごとに定められており、死亡保険は300万円、医療保険は80万円とされています。

しかし、当社の保険はいずれも経過措置の適用を受けており、死亡保険は600万円、医療保険および引受基準緩和型医療保険は160万円となっています。

この経過措置は、2023年3月31日までの適用となっています。経過措置終了後は、死亡保険の支払い限度額は300万円、医療保険の給付金支払い限度額は80万円となります。

共同保険の取扱い

■ 共同保険とは

共同保険とは、複数の保険会社等が共同で保険を引き受ける方式をいい、各保険会社はそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。これによりリスク分散ができるというメリットがあります。

共同保険では、幹事保険会社がほかの引受保険会社の代理・代行を行います。

■ 当社とSBI リスタ少額短期保険で取扱い開始

当社とSBI リスタ少額短期保険は、これまで相互に代理店となり保険商品を販売してきましたが、リスク分散と業務効率化促進を図るため、2019年10月より共同での保険契約の引き受けを開始しました。

また、少額短期保険業者における引受制限の経過措置の適用は2023年3月に終了しますが、2社共同で契約を引き受けることで、経過措置終了後のご契約者様への影響を最小限に抑えることが可能となります。

ご契約者様等のお手続きについては、当社が幹事会社として代表して行います。



販売商品

I. 死亡保険

① 正式名称:死亡保険

販売名称:【SBIいきいき少短の死亡保険】

保障内容

- ✓ 被保険者様が亡くなられた際に、ご契約コースの死亡保険金を指定の保険金受取人様にお支払いします。
- ✓ 死亡保険金額別に 100 万円から 600 万円まで、100 万円単位の 6 コースをご用意しています。

特長

- ✓ 負担の少ない保険料でお葬式代程度を準備できる、シンプルな保険です。
- ✓ 20 歳～84 歳の方ならどなたでもお申し込みいただくことができ、1 年ごとに 89 歳まで契約を更新できます。

特約《11 疾病保障特約》

- ✓ 「死亡保険に加えて、少しでもいいから“重病時の一時的な備え”も欲しい」という要望に応えた医療保障の特約です。
- ✓ 死亡保険の被保険者様が下記の 11 疾病にかかり、所定の状態となったり所定の手術を受けたりした場合、ご加入コース別の特約保険金をお支払いします。
悪性新生物(がん)／急性心筋梗塞／拡張型心筋症／脳卒中／脳動脈瘤／
慢性腎不全／肝硬変／糖尿病／高血圧性疾患／慢性閉塞性肺疾患／リウマチ
- ✓ 特約保険金額は主契約の保険金額(ご契約コース)によって決まります。

※責任開始日から 3 か月以内に悪性新生物と診断確定された場合には、特約保険金をお支払いしません。

※責任開始日から 3 か月経過後に悪性新生物と診断確定された場合でも、責任開始日から 3 か月以内に悪性新生物と診断確定されており、その悪性新生物の再発・転移等と認められる場合には、特約保険金をお支払いしません。

※悪性新生物以外の対象疾病は、発病しただけでは、お支払いの対象とはなりません。

② 正式名称:引受基準緩和型死亡保険

販売名称:【SBI いきいき少短の持病がある人の死亡保険】

保障内容

- ✓ 被保険者様が亡くなられた際に、ご契約コースの死亡保険金を指定の保険金受取人様にお支払いします。

- ✓ 死亡保険金額別に 100 万円から 300 万円まで、100 万円単位の 3 コースをご用意しています。

特 長

- ✓ 当社従来の死亡保険の特長はそのままに、傷病歴等がある方でも加入しやすいように設計された保険です。
 ※当社従来の死亡保険に比べ、保険料が割増しされています。
 ※詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当社の死亡保険にご加入いただける場合があります。
 ※責任開始日から6か月以内に亡くなられた場合、ご契約コースの保険金額の 50%をお支払いします。

II.医療保険

① 正式名称:新医療保険

販売名称:【SBIいきいき少短の医療保険】

保障内容

- ✓ 病気とケガの<1.入院、2.手術、3.先進医療>の 3 つを保障します。

入院保障	病気やケガの治療を目的に入院した場合、1 日目から 60 日目まで保障します。
手術保障	日帰り手術を含む所定の手術を受けた場合にお支払いします。
先進医療保障	厚生労働省指定の先進医療を受けた場合に先進医療の技術料に応じてお支払いします。

- ✓ 入院給付金日額別に 1,000 円、3,000 円、5,000 円、10,000 円の 4 コースをご用意しています。
 ※1保険期間(1 年間)の給付金の支払限度額は 160 万円です。

特 長

- ✓ 特約や満期返戻金などはなく、必要な医療保障だけを組み合わせたシンプル設計です。
- ✓ 20 歳～84 歳の方ならどなたでもお申し込みいただくことができ、1 年ごとに 99 歳まで契約を更新できます。
- ✓ 傷病歴がある方でも、傷病・投薬の内容によっては「特別条件特則(特定疾病不担保)」を付加することでご加入いただける場合があります。

② 正式名称: 引受基準緩和型医療保険
販売名称:【SBI いきいき少短の持病がある人の医療保険】

保障内容

- ✓ 病気やケガの<1.入院、2.手術、3.先進医療>の3つを保障します。

入院保障	病気やケガの治療を目的に入院した場合、1日目から60日目まで保障します。
手術保障	日帰り手術を含め、対象の89種類の手術を受けた場合にお支払いします。
先進医療保障	厚生労働省指定の先進医療を受けた場合に、先進医療の技術料に応じてお支払いします。

- ✓ 入院給付金日額別に3,000円と5,000円の2コースをご用意しています。
※3,000円コースは、責任開始日または更新時に80歳以上の方のみが選択できるコースです。
※1保険期間(1年間)の給付金の支払限度額は160万円です。

特長

- ✓ 傷病歴等がある方でも加入しやすいように設計された医療保険です。
※当社従来の医療保険に比べ、保険料が割増しされています。
※ご加入前からの持病が悪化した場合も、保障の対象となります。
※詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当社の医療保険にご加入いただける場合があります。
※責任開始日から6か月以内の給付金の支払金額は50%に削減されます。

Ⅲ. ペット保険

正式名称: ペット保険
販売名称:【SBI いきいき少短のペット保険】

補償内容

- ✓ 犬と猫の、病気やケガの通院・入院・手術にかかった治療費用を補償します。
- ✓ 治療費用の補償割合と支払限度額、免責金額のある・なしで、プラン 70 スタンダード、プラン 70 ライト、プラン 50 スタンダード、プラン 50 ライトの4プランをご用意しています。

特長

- ✓ 人件費や経費など全体的なコストを見直して、業界最安水準の手ごろな保険料を実現しました。
※業界最安水準の考え方は、当社ウェブサイトをご覧ください。
- ✓ インターネットからお申し込みいただくと、保険料10%OFFが2年目以降もずっと続きます。
- ✓ 11歳まで新規ご加入いただけます。

- ✓ 保険期間中の支払限度額以内なら、保険金の支払回数や1回あたりの支払金額に制限はありません。
 ※プランごとに、補償割合・年間の支払限度額は異なります。
 ※ライトプランの場合、1日あたりの免責金額があります。
- ✓ 毎年の更新で、原則としてペットの終身にわたり補償が継続します。さらに12歳以降の保険料は変わりません。
 ※ペットの健康状態その他会社の定める基準に適合しない場合において、契約を更新しない場合や自動的に更新されない場合があります。
 ※ご契約の初年度に限り、保険金をお支払いできない待機期間(1か月間)があります。

IV.地震補償保険

正式名称:地震被災からの再スタート費用保険
 販売名称:【SBIいきいき少短の地震の保険】

補償内容

- ✓ 被保険者様のお住まいが地震によって被災した際に、地方自治体が発行する「り災証明書」の被害認定に基づいて、ご契約されている補償額タイプに応じた保険金をお支払いします。
- ✓ 保険金額(補償額タイプ)別に 300万円、500万円、600万円、700万円、900万円の5タイプをご用意しています。
 ※世帯人数によって選択できる補償額タイプが異なります。
 ※一般的な地震保険とは、保険金のお支払い基準が異なります。「準半壊」と「一部損壊」は補償対象外です。

特長

- ✓ 火災保険への加入の有無にかかわらず、ご加入いただける保険です。単独でも他の地震保険等と併用してもご加入いただけます。
- ✓ 負担の少ない保険料で、地震被災後に必要な生活再建費用を補うことができます。
 ※世帯人数により補償額の上限が決まっているため、地震保険等で不足する全額を補てんできるとは限りません。
 ※お住まいの地域等によってはお引き受けができない場合がございます。なお、賃貸の場合はご加入いただけません。

当社の保険は

- 保険期間が1年間の掛け捨て型の保険です。
- 保障に加え、毎日を安心してお過ごしいただくための充実のサポートサービスを付帯しています(ペット保険・地震補償保険を除く)。

※上記の販売商品は、2020年7月現在のものです。

※上記は商品の概要説明です。商品の詳細につきましては、当社ウェブサイトまたは「ご契約に際しての大切な事柄(契約概要、注意喚起情報等)」、「パンフレット」等の資料を必ずご覧ください。

お客様の声から生まれた保険です。

SBIいきいき少額**死亡保険**
 手ごろな保険料で、お葬式代などに使えます。

SBIいきいき少額**医療保険**
 思いがけない病気と入院・手術・先進医療を保障します。

もしものときも、
 ともに支え合おう

お葬式代平均
 20万円から
84万円まで
 保障OK!

お医者さんにかかる
 さまざまな医療費
 20万円から
84万円まで
 保障OK!

手帳への記載は不要です。ご契約後、ご家族の方へお渡しください。

お葬式代保障	死亡保険	医療保険
お葬式代保障	お葬式代	お医者さんにかかる医療費

持病・投資がある方でも入りやすい保険です。

SBIいきいき少額**死亡保険**
 持病がある人の死亡保険

SBIいきいき少額**医療保険**
 持病がある人の医療保険

もしものときも、
 ともに支え合おう

お葬式代平均
 20万円から
84万円まで
 保障OK!

お医者さんにかかる
 さまざまな医療費
 20万円から
84万円まで
 保障OK!

手帳への記載は不要です。ご契約後、ご家族の方へお渡しください。

持病・投資がある方でも入りやすい	死亡保険	医療保険
持病・投資がある方でも入りやすい	死亡保険	医療保険

手ごろな保険料で、大切な家族を守ります。

犬と猫の
 名刺の

SBIいきいき少額の
ペット保険

11歳11か月まで
 新着犬猫OK!

10歳以上の
 WEB割引
 10%OFF

夢返しの
85%が地震!

https://www.sbi-dol.com/pe/index.html

地震災害からあなたの暮らしを守ります。

SBIいきいき少額
地震の保険

地震発生からのおスタート費用特約

単独でも、
 他の地震保険と
 併用しても
 OK!

保険料が
 お手ごろ!

https://www.sbi-dol.com/jshin/

各種加入者サポートサービス

当社ではご加入者様の暮らしをサポートするため、さまざまなサービスを提供しています。死亡保険・医療保険のご加入者様向けの主なサポートサービスは以下のとおりです。

24 時間無料電話健康相談サービス

24 時間いつでも無料で、医師・保健師・看護師などの専門スタッフに電話相談ができます。医療や健康のことだけでなく、不意のケガへの対処法や、育児や介護のことまで、幅広いご相談にお答えします。

セカンドオピニオンサービス（ベストドクターズ[®]・サービス[※]）

より良い医療を選択するため、診断結果や今後の治療方針などについて、主治医とは別の医師に意見を聞くことができます。病状に応じて最適と思われる各分野の優秀な専門医をご案内します。

※ベストドクターズ・サービスは、米国ベストドクターズ社 (Best Doctors, Inc.) が提供するサービスで、医師同士の相互評価で高い評価を得た日本国内の医師をご案内いたします。ベストドクターズは Best Doctors, Inc. の登録商標です。

こころのサポートサービス

重い病気や過度のストレスなどでこころのケアが必要なとき、電話や面談にて、臨床心理士によるカウンセリングが受けられます。

人間ドック優待サービス

「聖路加国際病院附属クリニック・予防医療センター」および「東京国際クリニック」の人間ドックを特別料金でご利用いただけます。

募集体制

当社では、通信販売方式を主体とする保険募集を行っております。2013 度からはインターネットによる申し込みの取扱いを開始し、お客さまの更なる利便性向上を図っております。

また、対面販売として募集代理店チャネルの拡充を進めており、生損保専業代理店、企業代理店、個人代理店を中心とした代理店網の整備を進めております。

保険募集を行うにあたっては、以下の点に留意しております。

- ① 広告やお客さまへ提供する募集文書の内容および表現について、事前にコンプライアンス担当部署の審査を受け、適切な管理のもとで、適正な告知、説明を行っております。
- ② コールセンターにおいては、電話対応のマニュアルを整備し、常時話法に問題が無いかをチェックする管理体制を整えております。
- ③ コールセンターのオペレーターをはじめ、保険募集に関わる職員に少額短期保険募集人の資格取得および登録を義務付けています。
- ④ 代理店指導および教育については、少額短期保険募集人試験講習や代理店設置時にコンプライアンス・マニュアルに沿って導入研修を実施し、その後は定期的に代理店点検を実施し、法令遵守を指導しております。

勧誘方針

1. 法令を遵守し、社会全体のルールを踏まえ、適正な販売活動を行います。
2. お客さまからのご意見、ご要望をお聞きし、商品内容を正しくご理解いただけるよう努めます。
3. お客さまからのお申し込みを誘導するのではなく、あくまでもお客さまにとって最適と思われる選択をお考えいただけるようご案内します。
4. 商品の販売に際しては、お客さまの立場に立って、方法、時間帯、場所等について十分な配慮をいたします。
5. お申し込みに際しては、お客さまから漏れなく正しい告知をいただくことができるようご案内します。
6. お客さまの個人情報については、法令や社内規程に則り、業務の遂行に必要な範囲内での使用に限定し、厳重に管理します。

SBI いきいき少額短期保険株式会社

お客様の声を経営に活かす取組み

■ 取組み内容・態勢

2019年度は、コールセンター機能を拡充し、電話に加え各種アンケートからのお客様の声を集約するとともに、苦情として取り上げる基準を再徹底する等、より広くお客様の声を把握する態勢を構築しました。このよう取組みに加え、保有契約件数や受電の増加により、当年度の苦情件数は1,097件(前年度286件)となり、多くのお客様の声を収集することができました。

当社では、お客様から頂戴した苦情・要望・謝意について調査・分析を行い、定期的に開催する「お客様の声連絡会」において、お客様の声に基づく業務改善について検討を重ねています。

今後も「お客様の声」を真摯に受けとめ、業務改善を行い、「お客様満足度の向上」につなげることにより、一層ご支持いただける会社となれるよう努力してまいります。

■ 苦情の受付状況

苦情の受付状況並びにお客様の声に基づく業務改善の年度別件数と主な事例は、以下の通りです。

項目	2018年度		2019年度	
	件数	占有率	件数	占有率
新規募集関係	137	47.9%	236	21.5%
新契約関係	46	16.1%	315	28.7%
収納関係	11	3.8%	59	5.4%
保全関係	37	12.9%	92	8.4%
保険金・給付金	29	10.1%	226	20.6%
その他	26	9.1%	169	15.4%
総計	286	100.0%	1,097	100.0%

■ お客様の声を活かした改善状況

改善件数		主なお客様の声	対応内容
2019年度	7件	ペット保険の保険金請求書類を送ったが、その後の状況がわからない。	請求書類受付時と請求手続完了時に、お客様宛にメールを送信し、状況をお知らせすることにしました。
2018年度	7件	ペット保険の保険金の請求のしかたや受け取りかたがよくわからない。	パンフレットに、ウェブサイトから請求書類をダウンロードできることを追記するとともに、ウェブサイトに保険金の支払方法に関する案内を記載しました。
2017年度	9件	医療保険の給付金請求をウェブでできるようにしてほしい。	給付金請求手続きをウェブサイトで受付・完結できるサービスを開始しました。 ※給付金請求手続きをウェブで完結するには一定の条件があります。

コールセンターでのお客様対応サービス

当社コールセンターでは、テレビ、新聞、インターネットなどの当社広告をご覧になられたお客様からの資料のご請求、商品内容およびお申込み手続きに関するお問い合わせ、ご契約者様等からの各種お手続きに関するお申し出を承っています。

お客様一人ひとりのご期待に誠実に応えられるよう、お客様の立場に立った「丁寧・正確・迅速」な対応に努めるとともに、対応品質向上のための各種研修の実施により、お客様満足度のさらなる向上を目指しています。



<当社コールセンター風景>

■ 当社のお問い合わせ先一覧

保険をご検討中の方	ご契約者様サポートセンター
 <p>死亡保険 医療保険 地震補償保険</p> <p>0120-74-8164</p> <p>午前9時～午後7時 (日・祝・休業日を除く)</p>	 <p>死亡保険 医療保険 ペット保険</p> <p>0800-111-8164</p> <p>午前9時～午後5時 (日・祝・休業日を除く)</p>
 <p>ペット保険</p> <p>0120-63-1234</p> <p>午前9時～午後7時 (日・祝・休業日を除く)</p>	 <p>地震補償保険</p> <p>0800-888-8163</p> <p>午前9時～午後5時 (土・日・祝・休業日を除く)</p>

(2020年7月1日現在)

保険金・給付金のお支払い状況

■ お支払い業務における基本方針

保険金・給付金のお支払いは、必要不可欠な基本的かつ最も重要な業務です。当社は、その認識のもと、適時・適切な保険金・給付金のお支払い業務を行っていくことが、当社の責務であると考えています。当社では保険金・給付金のお支払い業務はもちろんのこと、迅速かつ適切にお支払い業務が遂行されるよう態勢整備や組織強化に日々努めております。

■ お支払い業務の態勢

当社は、保険金・給付金を確実かつ迅速にお支払いすべく、複数の担当者による支払可否判断のチェックや、支払査定時の注意事項をまとめた支払査定基準・業務マニュアルに基づいた査定態勢の構築などを行っています。また、支払進捗に関する管理表を作成し、進捗管理を行うとともに、保険金・給付金請求の資料を送付したにもかかわらず返信のないお客様に対し、定期的にご請求の状況をフォローする仕組みを用意し、請求支援を積極的に行っております。

一方、体制面においても、適正な人員確保、担当者の育成・教育など組織強化の整備を図っています。また、高度な医的判断を必要とする場合は、外部の医師等の専門家の見解を求める仕組みを構築しています。

■ お支払い業務の管理態勢

取締役会は、適時・適切な保険金・給付金のお支払いが健全かつ適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識し、自己責任原則に基づく適切な経営管理機能の発揮のもと、保険金・給付金のお支払い業務を統合的に管理できる態勢を整備しています。

保険金・給付金のお支払い業務を担当する部門は、他の関連部門と密接な連携を行い、お支払い業務だけでなく、保険商品の勧誘時や販売時等にも適切な対応が行われるよう努めています。例えば、新商品開発時には、保険金・給付金のお支払いを適切に行うため、商品開発部門とお支払い担当部門が連携し、商品の内容や約款の解釈について認識の共有化を図っています。

■ お支払いの状況(2019年度)

区分	死亡・医療保険分野						ペット 保険分野
	保険金		給付金			合計	保険金
	死亡 保険金	特約 保険金	入院 給付金	手術 給付金	その他		
お支払い件数	589件	45件	4,139件	2,976件	77件	7,826件	8,153件
お支払い非該当件数	29件	9件	99件	45件	0件	182件	663件
告知義務違反解除	28件	0件	0件	0件	0件	28件	74件
詐欺無効等重大事由解除	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
免責事由該当(※1)	1件	0件	9件	0件	0件	10件	243件
支払事由非該当(※2)	0件	9件	90件	45件	0件	144件	346件

※1 「特別条件特則」に該当や契約者・被保険者の故意など、約款に規定する免責事由に該当するもの。

※2 責任開始日前発病、手術非該当など約款に規定するお支払い要件に該当しないもの。

会社概要

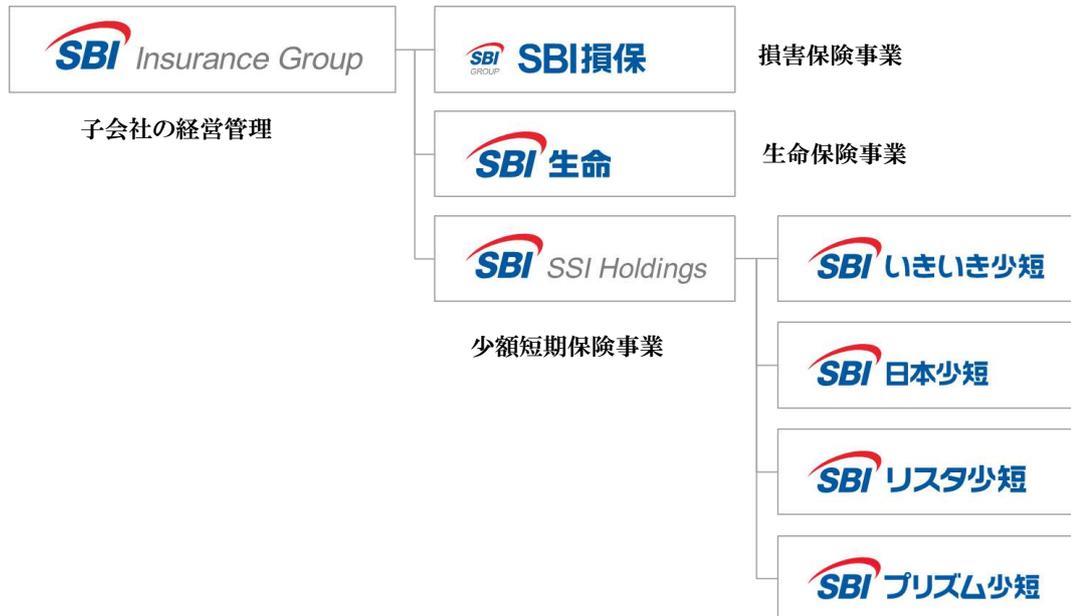
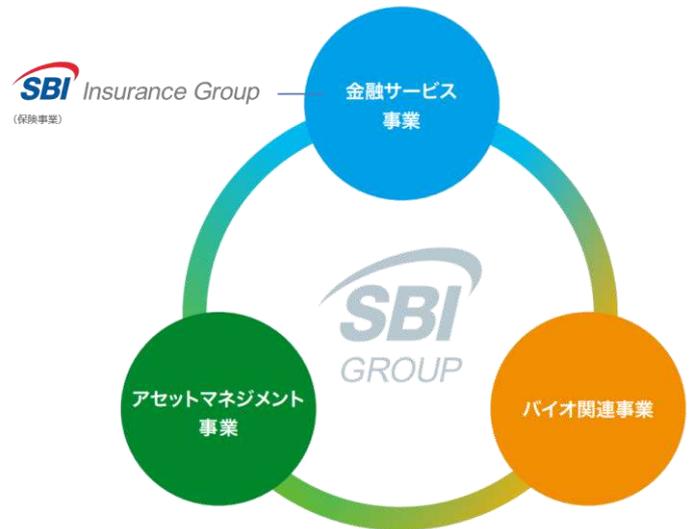
■ SBI インシュアランスグループ	22
■ 沿革.....	23
■ 主要な業務の内容	24
■ 経営の組織.....	24
■ 株式の状況.....	25
■ 取締役および監査役.....	25
■ 従業員の在籍状況	25

SBI インシュアランスグループ

■ SBIグループの保険事業統括会社

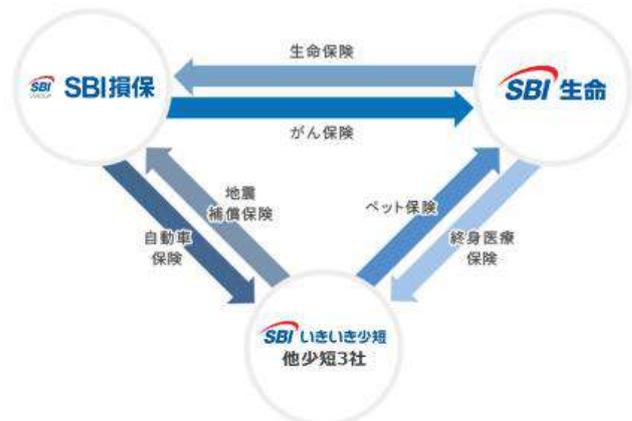
当社の親会社であるSBIインシュアランスグループ(株)は、金融サービス事業、アセットマネジメント事業、バイオ関連事業を総合的に事業展開している「SBIグループ」の保険事業統括会社です。

SBI インシュアランスグループ(株)は、次の体制図の通り、損害保険事業、生命保険事業とともに当社を含む少額短期保険事業を傘下に持ち、これら保険事業の統括を担っています。



■ SBIグループ・SBIインシュアランスグループのシナジー効果

当社を含めた SBI インシュアランスグループ内の保険各社は、SBI グループの顧客基盤だけでなく、SBI インシュアランスグループ各社の顧客基盤を活用でき、効率的な保険販売が実践可能となっています。さらに、グループ内保険各社とのクロスセリングにより、充実した商品ラインナップを実現しています。



沿革

2002年	7月	共済会「いきいき世代の会」設立
	10月	医療共済「いきいき世代」募集開始
2006年	10月	医療共済「いきいき世代」加入者2万名突破
2007年	7月	準備会社設立（「いきいき世代の会プランニング株式会社」）
	8月	「いきいき世代株式会社」へ商号変更
	11月	関東財務局長（少額短期保険）第8号登録
2008年	2月	医療保険「新しいいきいき世代」発売
2009年	12月	死亡保険「あんしん世代」発売
2013年	3月	SBI少短保険ホールディングス株式会社が親会社となり、SBIグループの一員となる
	4月	医療保険「新しいいきいき世代」の保障年齢を100歳まで延長
	8月	インターネット申込み、保険料のクレジットカード支払い開始
2014年	1月	引受基準緩和型医療保険「新しいいきいき世代（緩和型）」発売
	6月	社名を「SBIいきいき少額短期保険株式会社」に変更
	10月	引受基準緩和型死亡保険「あんしん世代（緩和型）」発売
2016年	2月	<ul style="list-style-type: none"> 死亡保険「あんしん世代」販売名称を「SBIいきいき少短の死亡保険」に変更。死亡保険に付加できる「11 疾病保障特約」発売 医療保険「新しいいきいき世代」の保障内容をリニューアルするとともに販売名称を「SBIいきいき少短の医療保険」に変更 全ての商品の新規ご加入年齢上限を79歳から84歳に引上げ
	7月	保有契約件数5万件突破
	12月	SBIグループ少短3社による相互クロス販売開始（当社、SBIリスタ少額短期保険、SBI日本少額短期保険）
	3月	SBIグループの保険事業の体制変更 親会社のSBI少短保険ホールディングス㈱はSBIインシュアランスグループ㈱の傘下となる
2017年	9月	ペット保険市場に参入し、「SBIいきいき少短のペット保険」発売
2018年	7月	ペット保険の加入年齢上限を11歳11か月へ引上げ
2019年	10月	<ul style="list-style-type: none"> 共同保険の取扱開始。「SBIいきいき少短の地震の保険」発売 引受基準緩和型死亡保険の販売名称を「SBIいきいき少短の持病がある人の死亡保険」に変更 引受基準緩和型医療保険の販売名称を「SBIいきいき少短の持病がある人の医療保険」に変更
	12月	保有契約10万件突破

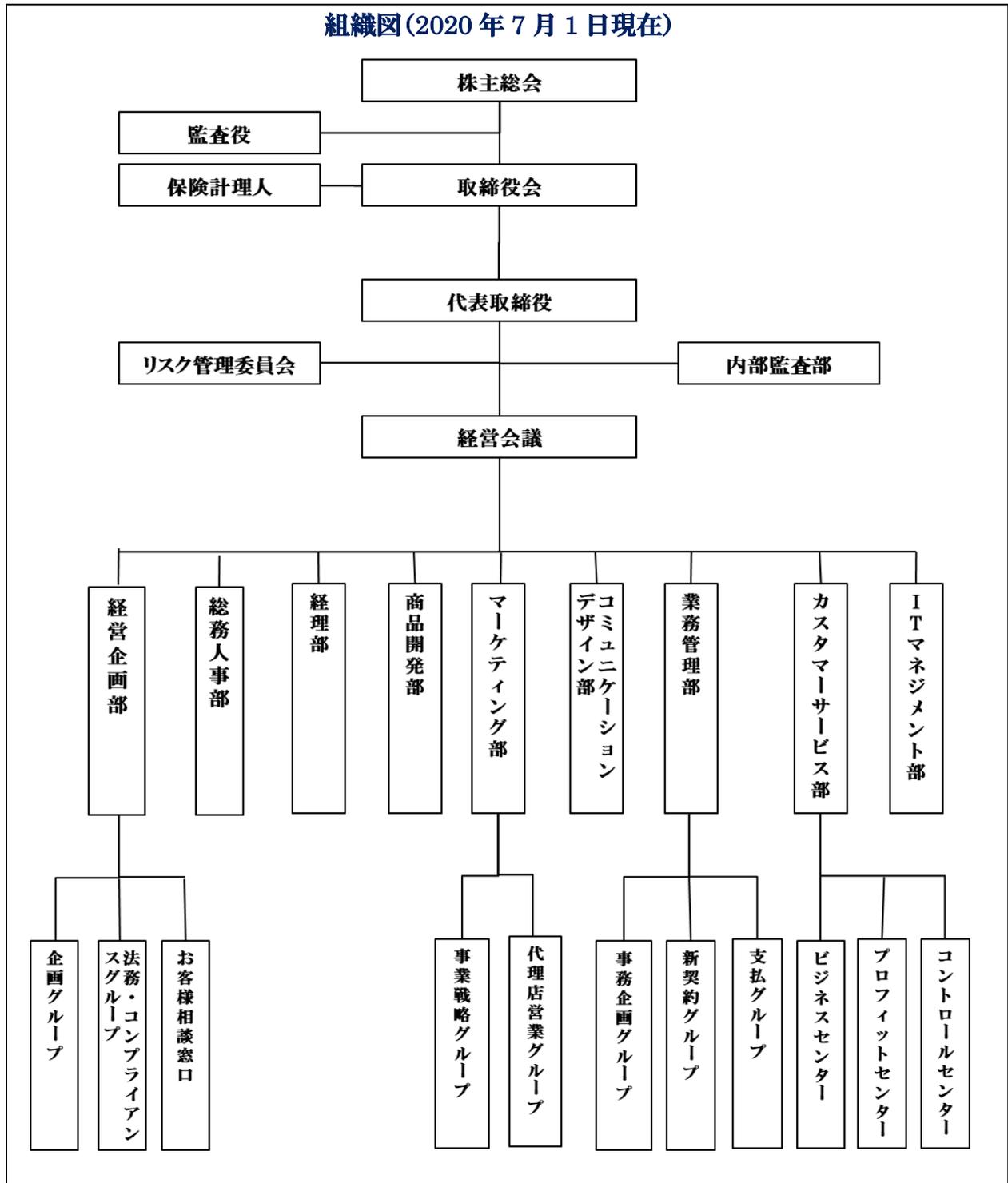
共済会

現
会
社

主要な業務の内容

保険業法第 272 条第 1 項の登録に基づき、少額短期保険業者として保険業法第 2 条第 17 項に係る保険の引受を行っております。

経営の組織



株式の状況

■ 株式数および株主数(2020年7月1日現在)

発行可能株式総数	2,880 株
発行済株式	720 株
株主数	1 名

■ 主要な株主の状況(2020年7月1日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
SBI少短保険ホールディングス株式会社	720	100.00

取締役および監査役(2020年7月1日現在)

地位/役職名	氏名
代表取締役社長	新村 光由
取締役	上原 一晃
取締役	久保田 卓
取締役	松尾 茂
監査役	本間 尚登

従業員の在籍状況

区分	2018年度末	2019年度末	
	在籍数	在籍数	平均年齢
内勤職員 (内、契約・パートタイマー等)	49名 (20名)	135名 (106名)	36.1歳 (34.4歳)

※()内には、契約・パートタイマー及び受入出向者の人員数を内数で記載しております。

※当社に営業職員は在籍しておりません。

経営の状況

■ コーポレート・ガバナンスの状況	27
■ リスク管理態勢	29
■ 法令等遵守(コンプライアンス)態勢	31
■ 指定紛争解決機関	32
■ 個人情報保護への取組み	33
■ 反社会的勢力への対応	37
■ ご契約者等に対する情報提供	38
■ 社会とのかかわり	39

コーポレート・ガバナンスの状況

当社では、経営の健全性、透明性、迅速性を維持するため、経営の監視・監督機能の充実および内部統制・内部監査機能を行う体制を確保することを重要な経営課題と位置付け、有効に機能するコーポレート・ガバナンス態勢を構築しております。

具体的には、以下のような機関を設け運営しております。

■ 取締役会

取締役会は、原則月1回の開催により、取締役の職務の執行を監督する責務を負うとともに、適正な業務執行を決定する機関として機能しております。

■ 経営会議

常勤取締役、執行役員および部門長から構成される経営会議を原則月1回開催し、業務執行に関わる重要事項について、報告および審議を行っております。個別案件については、審議した結果をスピーディーに業務遂行に反映させ、その重要性や緊急性に依拠して、取締役会やリスク管理委員会へ上申しております。

■ リスク管理委員会

当委員会は、全社的な立場でリスク情報の把握やその対応方針および方策の立案等を実施し、リスク管理に関する一元的な体制を確立し、リスク管理の徹底を図ることを目的として、原則四半期ごとに開催しております。また、当委員会にて報告・審議された内容は、取締役会へ定期的に報告することにより、適時、リスクの把握およびモニタリング機能を果たすよう努めております。

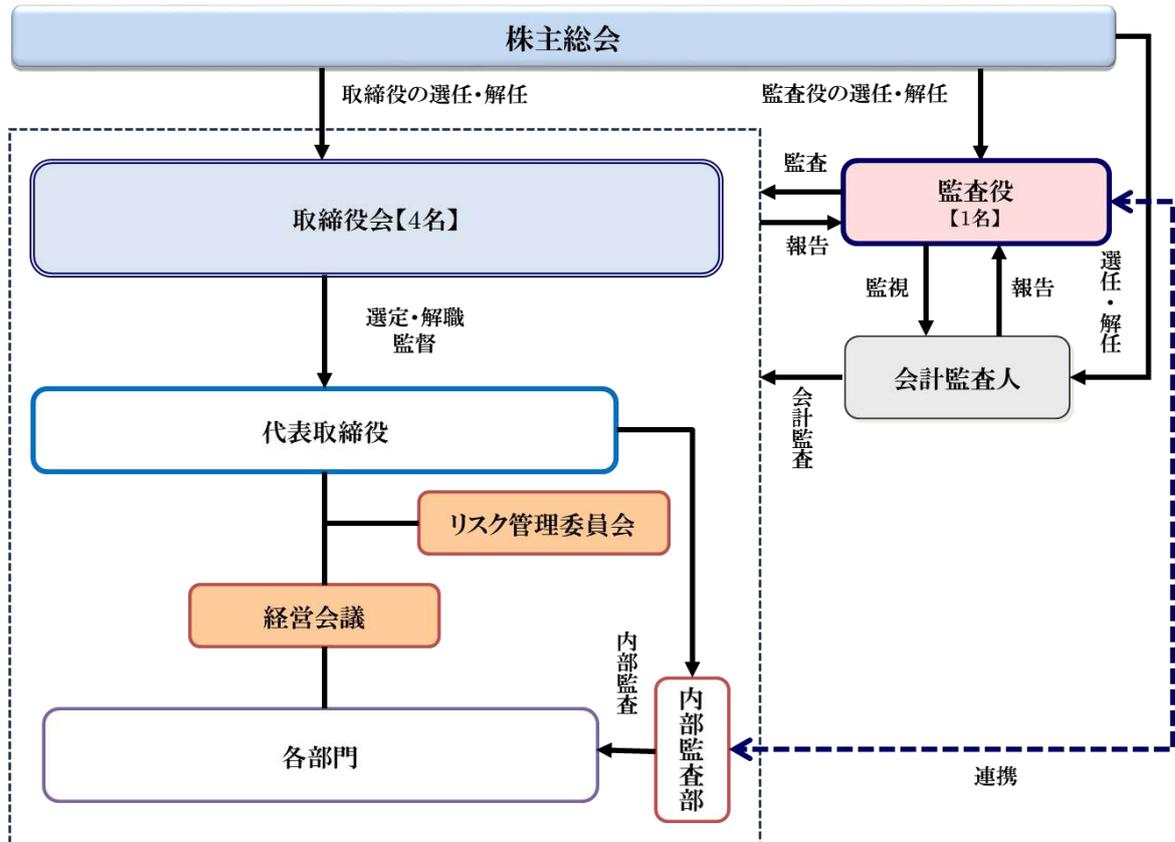
■ 監査役・内部監査部

監査役は、独立した機能として、取締役会への出席を通じて取締役の職務執行状況をモニタリングし、妥当性・公正性を踏まえた健全な経営に寄与するとともに、業務および財産の状況を、法令および定款等に従い監査を組織的に実施しております。また、内部監査部は、監査役と連携をとりつつ、独立的な立場から内部監査を実施し、業務の適切性、リスク管理および法令遵守の状況等を客観的に評価し、改善提案を行うとともに、内部監査結果を取締役に報告しております。

■ その他社内ルール等

各種基準・規則等を定めた社内規程やマニュアル・ルールが整備されているため、職務権限に従った承認手続きが実施され、各業務が厳格および厳正に遂行されるべく機能しております。

コーポレート・ガバナンス機能(2020年7月1日現在)



リスク管理態勢

当社では、保険引受リスク、オペレーショナルリスク、資産運用・流動性リスク、個人情報漏えいリスク、法務リスク、雇用・労務リスク、風評リスク、信用リスク等の様々なリスクをコントロールし、

- I. 事前の予防(早期発見)
- II. 損失の評価・原因分析(正確かつタイムリーな状況把握と報告体制)
- III. 対応策の実施(迅速かつ的確な対応)

を実践するために、以下のような体制を構築しております。

■ リスク管理委員会の設置

全社的な立場でリスク情報の把握やその対応方針およびその方策の立案等を実施し、リスク管理に関する一元的な体制を確立するため、独立した組織として「リスク管理委員会」を設置しております。機動的な運営により、問題・原因の早期発見に努め、未然の事故防止などに心がけております。また、リスクの監視体制のもと、取締役会等への正確かつ的確な報告・協議を行っております。

リスク管理委員会における主な審議・報告事項は以下の通りであります。

- ・ リスク管理に関する基本方針の制定および改廃
- ・ 自己査定、償却引当基準の制定および改廃
- ・ セキュリティー・ポリシーやコンティンジェンシープラン等のリスク管理に関する社規・社則等の制定および改廃
- ・ リスク審査やリスクリミットの設定
- ・ リスク管理状況の報告
- ・ その他重要・緊急案件の検討、対応策の立案等

■ 危機管理体制の整備

当社の経営に多大な影響を及ぼす地震や火災、伝染病などの災害や個人情報漏えいなどの犯罪などの有事に対して、迅速かつタイムリーな対応および正常な業務活動の早期回復を図ることを目的とした「危機管理基本方針・規程」や「災害対策マニュアル」を設け、有事の組織編成や管理・運営方針を定めております。また、保険引受リスクについては、再保険の付保を行い、格付けの高い再保険会社との契約を締結しております。オペレーショナルリスクについては、「事務リスク管理方針・管理規程」や「システムリスク管理方針・管理規程」などを設け、各リスクの発生防止や軽減を図っております。

■ BCP(事業継続計画)の策定

有事の際の被害・損失の抑制および業務の継続を図るため、事前の対応策として「BCP(事業継続計画)」を策定しております。特に、情報システムの障害時対応、契約管理等の顧客対応、保険金・給付金支払い業務、資金・出納業務の継続対応など、災害や事故を想定したプランを策定し、その内容・結果は適時取締役会へ報告されております。

■ 再保険によるリスク分散

保険引受リスク管理の観点から、保険リスクの一部を再保険に付すことで、リスク分散を通じた収益の安定化を図っております。

再保険会社の選定にあたっては、「再保険規程」に基づき、再保険会社の財務格付けや財務状況などを勘案し、リスク管理委員会および取締役会にて決定しております。

(2020年3月31日現在)

出再先保険会社の名称	
医療保障・死亡保障	トーア再保険株式会社
	Chubb 損害保険株式会社
地震補償	Munich Re 社、Hannover Re 社を含む7社

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

当社では、コンプライアンスについて、法令等を厳格に遵守するのみでなく、原理原則(プリンシプルベース)でとらえた業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、お客さまからの信用と満足度を高め、企業価値と透明性を高めることをめざしております。コンプライアンスに係る基本方針や遵守基準を策定するため、「法令等遵守規程」を制定し、全役職員への「コンプライアンス・マニュアル」の配布と周知徹底、「コンプライアンス・プログラム」の効果的実践を図り、経営層が先頭に立って全社的に啓蒙しております。

また、以下のような体制やしくみを整備し、日々運営しております。

■ 取締役会を中核としたコンプライアンス体制

コンプライアンスを経営の最重要課題の1つとして位置付け、取締役会におけるコンプライアンスに関する定例報告を含め、積極的な取組みを行っております。また、コンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンス・プログラムの策定または重要な変更については、必ず取締役会の承認を得るものとし、定期的な見直しを図っております。監査役による取締役会の監視、内部監査部によるコンプライアンス担当部門の業務執行上の監査など、内部牽制機能も発揮できるよう、十分に配慮しております。

■ コンプライアンス統括部門およびコンプライアンス責任者の設置と機動的運営

各部門長をコンプライアンス責任者として、日常業務における各従業員の教育・指導・監視を徹底し、適時、コンプライアンス統括部門へ報告する体制を整備しております。コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス責任者との連携を図り、情報収集を一元管理・統括し、取締役会への報告・提案ならびにコンプライアンス・マニュアルの見直しやプログラムの策定、実施に取り組んでおります。

■ コンプライアンス・プログラムの実践と定期的研修・モニタリング

コンプライアンス・プログラムは、各部門や業務に関連するテーマ等を盛り込んだ研修・講習等を毎年計画し、全役職員を対象に実践しております。研修は部門ごとで行うほか全役職員を対象に、コンプライアンス知識を確認するeラーニングを実施し、常に知識・ノウハウのブラッシュアップを図っております。

■ 募集資料の適正な管理

広告やパンフレット等の募集資料等の使用については、「募集資料等作成規程」を定め、その内容および表現が適正かどうか、事前にコンプライアンス統括部門で集中審査を行い、募集文書番号の付番等適切な管理のもとで、お客さまに提示するとともに、内容説明を行っております。

■ 内部通報制度の導入

社内の不正や違反行為等の未然防止や損害の抑制を図るため、「内部通報制度及び内部通報者保護規程」を明文化し、社内および社外の通報先(ホットライン)を設け、全役職員への周知徹底を図っております。また、保険業法を中心とした不祥事件等に対して、報告・対応／

措置方法や行政当局への報告・届出等を手順化した「不祥事件等の対応に関する規程」を設けて迅速な対応が図られるよう整備しております。

■ コンプライアンスに対する内部監査態勢の整備

コンプライアンス統括部門とは独立した内部監査部が、コンプライアンス態勢および業務運営を監査し、適正なコンプライアンス機能の充実度を定期的にモニタリングしております。

指定紛争解決機関

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しております。

指定少額短期保険業務紛争解決機関では、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様からの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情対応・紛争解決を行います。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目 12 番 8 号 HF 八丁堀ビルディング2F

TEL 0120-82-1144(通話料無料)

[受付]

月曜日～金曜日(祝日・年末年始休業期間を除く)

9:00～12:00、13:00～17:00

ウェブサイトアドレス <http://www.shougakutanki.jp/>

個人情報保護への取組み

当社では、お客様の個人情報の取扱いに関して、『個人情報の保護に関する法律』（個人情報保護法）や関連ガイドライン等に基づき「個人情報保護方針」を定めております。

また、お客様の個人番号および特定個人情報の取扱いに関して、『行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律』等に基づき、「特定個人情報等の適切な取扱いに関する基本方針」を定めております。

当社では、これらの法令、ガイドラインおよび方針等に基づいて、個人情報保護に関する社内規程を整備し、お客様に関する情報の安全管理に努め、その取扱いには細心の注意を払っております。

個人情報保護方針

1. 法令等の遵守および情報主体であるお客様の権利への配慮

当社は個人情報保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）その他の法令、ガイドライン等を遵守し、お客様の個人情報ならびに個人番号および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）や権利への配慮を全社的に徹底いたします。

2. 個人情報の取得

法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ利用目的を明らかにした上で、業務上必要な範囲内で、かつ、適正な方法により個人情報を取得いたします。取得に際しては、インターネット上でお客様が入力した情報や、電話や書面などでお伝えいただいた情報について、録音または記録を行うことがあります。

なお、特定個人情報等については、番号法により定められた目的以外では取得いたしません。

<取得方法の例示>

以下の方法にて、お客様の個人情報を取得させていただきます。

- ・ 各種商品に関する資料を請求いただいた際に、電話、はがき等を通じて取得する方法
- ・ 保険契約締結時にご提出いただく、申込書、告知書、その他ご契約の締結に必要な書類または情報を通じて取得する方法
- ・ 保険金・給付金等の請求時にご提出いただく、請求書、その他お支払い手続きに必要な書類または情報を通じて取得する方法
- ・ 名義変更等のお申し出の際にご提出いただく、請求書、その他ご契約の維持管理の手続きに必要な書類または情報を通じて取得する方法
- ・ 各種お問い合わせ、ご相談、アンケートを通じて取得する方法

3. 個人情報の利用目的

(1) 当社は、お客様の個人情報を以下の利用目的の範囲内で利用します。

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
- ② DM等の送付等当社または当社の関連会社・提携会社からの商品・サービスのご案内のため
- ③ 各種アンケート、マーケティングや商品開発のため
- ④ 雑誌等の掲載記事のための取材等の申し入れのため
- ⑤ その他当社業務に付随するお知らせや通知の送付およびお問い合わせ受付のため
- ⑥ ①から⑤の業務を行うにあたり、再保険会社へ必要な範囲で個人情報を預託するため
- ⑦ 当社採用応募者の方について採用選考・内定者管理のため

(2)前号にかかわらず、特定個人情報等は、番号法で明記された目的の範囲内についてのみ利用するものとし、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。

4. 個人データの提供

(1)当社はお客様の同意がない限り、以下の場合を除いてお客様の個人データを第三者に提供することはいたしません。

- ① 法令により必要とされる場合
- ② 利用目的達成に必要な範囲内で代理店を含む業務の委託先に提供する場合
- ③ 再保険のために日本国内または外国の再保険会社等に個人情報を提供する場合
- ④ SBI グループ企業との間で共同利用を行う場合(下記 6.をご覧ください。)
- ⑤ 保険金等の支払い、契約解除、取消、無効等の判断の参考とすることを目的として、他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用を行う場合
- ⑥ その他、個人情報の保護に関する法律に基づき提供が認められている場合

<委託業務の例示>

以下の業務等について、業務の委託を行っております。

- ・ 保険契約の募集にかかる業務
- ・ 少額短期保険にかかる確認業務
- ・ 保険料の収納にかかる業務
- ・ コールセンターにかかる業務
- ・ 情報システムの保守、運用業務
- ・ 書類発送業務
- ・ 印刷業務

(2)前項にかかわらず、当社では番号法で認められている場合を除いて特定個人情報等を第三者に提供することはありません。

(3)当社は、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合は、委託の開始に際し当社と同等の安全管理措置が講じられていることを確認するほか、必要かつ適切な監督を実施いたします。

5. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下、「金融庁ガイドライン」といいます。)に定める機微(センシティブ)情報については、金融庁ガイドラインに掲げる例外の場合を除き、ご本人の同意なく取得、利用または第三者提供いたしません。

6. 個人情報の共同利用について

当社は、当社が保有する①に記載する個人情報について、②に記載されている者との間で共同利用させていただくことがあります。ただし、①のエに記載の採用応募者に関する個人情報については、③のオに記載する目的でのみ利用させていただきます。また、金融商品取引法、保険業法、その他の関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いをいたします。

- ① 共同利用される個人情報の項目
 - ア. 氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他個人の属性に関する情報
 - イ. お取引の履歴、ポイント情報、お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、その他のお取引に関する情報
 - ウ. 顧客番号、取引番号等の管理番号など、お取引の管理に必要な情報

エ. SBI グループ企業への採用応募者の氏名、性別、電子メールアドレス、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、志望動機等の採用応募者に関する情報

② 共同利用者の範囲

以下のサイトに記載されている SBI グループ企業(以下「SBI グループ企業」といいます。)。なお、共同利用者は随時変更されることがあります。

<https://www.sbigroup.co.jp/company/group/overview.html>

③ 共同利用の利用目的

ア. SBI グループ企業が提供するサービスの会員としてサービスをご利用いただく場合

SBI グループ企業に登録された会員としてサービスをご利用いただく場合、ログイン時およびログイン後における本人認証、各種画面における会員情報を自動的に表示する等、会員の利便性を向上させるため

イ. SBI グループ企業とのお取引の遂行

SBI グループ企業に対して商品または役務の予約、購入、懸賞などの応募、その他のお取引を申し込まれた場合には、商品の配送、役務の提供、代金決済、お問い合わせへの対応、SBI グループ企業からのお問い合わせ、関連するアフターサービス、その他取引遂行にあたって必要な業務のため

ウ. SBI グループ企業の広告宣伝またはマーケティング

- ・ SBI グループ企業による各種メールマガジンなどの情報提供のため
- ・ SBI グループ企業のサービスについての電子メール、郵便、電話などによる情報提供のため
- ・ 性別、年齢、居住地、趣味・嗜好などの属性または購入履歴、SBI グループ企業の運営するウェブサイトの閲覧履歴などに応じて、SBI グループ企業の提供するコンテンツや広告を提供するため
- ・ SBI グループ企業のサービスの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため
- ・ アンケート、キャンペーン、懸賞等の抽選および賞品等の発送およびこれに関連した応募者への連絡のため

エ. お問い合わせへの対応

SBI グループ企業に対する電子メール、郵送または電話などの方法によるお問い合わせに対応するため

オ. 求人、採用

SBI グループ企業への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された方の個人情報、SBI グループ企業の人事採用選考活動のため

カ. その他業務に付随する場合

上記アからオに付随して、SBI グループ企業のサービス提供にあたって必要な利用

キ. その他

SBI グループ企業が提供する各サービスにおいて、上記アからカ以外の目的で個人情報を利用する場合があります。その場合には、当該 SBI グループ企業が提供するサービスのウェブサイト上にその旨を掲載いたします。

④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称

SBI ホールディングス株式会社

⑤ 共同利用に関するお問い合わせ先

SBI ホールディングス株式会社 総務人事部

TEL:03-6229-0100(代表)

7. 個人データおよび特定個人情報等の適正管理

取得した個人データおよび特定個人情報等は、漏えい・滅失・き損などの防止策を講じ、厳正な管理により保管・利用いたします。定期的または必要に応じ、防止策の見直し・是正をいたします。また、その管理基準は、金融庁ガイドラインに基づき、適正な管理を行います。

8. 個人情報保護体制および個人情報保護施策による継続的改善

当社内に個人情報保護のための組織体制を確立し、金融庁ガイドラインに準拠した個人情報保護施策を実行し、かつ、シス

テム技術や社会動向などの状況を考慮した定期的な監査および確認を行うことにより、継続的な改善を実施し、お客様が安心して当社サービスをご利用いただけるよう努めます。

9. 保有個人データおよび特定個人情報等の通知、開示・訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正(追加・削除を含む)・利用停止(消去を含む)等に関するご請求については、適切かつ迅速な対応を行うよう努めます。具体的なご請求については、下記「お問合せ窓口」にご連絡ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいた上で手続きを行い、後日、原則として書面で回答します。開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

10. 匿名加工情報の取扱い

(1)匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ① 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ② 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ③ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ④ 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2)匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

11. お問合せ窓口

当社は、個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱い等に関する苦情やご相談に対し適切かつ迅速に対応します。当社の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱い等に関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

お客様苦情・相談窓口

TEL 0120-19-0703

<受付時間>午前10時～午後6時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

FAX 0120-74-8165

反社会的勢力への対応

当社は、適切かつ健全な少額短期保険業等を行うにあたり、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって断固とした姿勢で臨み、関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、以下の通り、基本方針を定め、取り組んでおります。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、取引関係を含めて排除の姿勢をもって毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断して業務運営を行います。

2. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体で対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な裏取引や資金提供を一切行いません。

4. 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5. 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に外部専門機関に相談し法的対応を行います。

ご契約者等に対する情報提供

当社では、お客さまをはじめ社会一般の皆さまに、当社に対する理解や商品・サービス等の紹介および業務運営上の現況など、様々な情報の把握や適正な評価をしていただくために、公正な情報の開示・公表を適時適切に行っております。

■ ウェブサイト(<https://www.i-sedai.com/>)

Facebook (<https://www.facebook.com/ikiikisedai/>)

当社のウェブサイトでは、会社概要、商品・サービスのご案内、資料請求、お役立ち情報コラム、ご加入者さまの声などの掲載やお知らせ(ニュースリリース)等を公開しております。また、ウェブサイトからの保険のお申し込みも取扱っております。さらに、当社公式 Facebook では、親しみやすい日常的な情報や独自の企画を提供しております。

・ウェブサイト



・公式 Facebook



■ ディスクロージャー資料および業績情報

当社の概要や業績等の概況を説明した本誌「ディスクロージャー資料」を年1回発行し、冊子として縦覧に供するほか、本決算の財務情報、事業報告などとともに、ウェブサイトにて掲載し、常時ダウンロード可能なしくみを構築しております。



■ 定期刊行誌「いきいき世代通信」

直近の業績や給付金・保険金のお支払い状況、その他会社からのお知らせを小冊子「いきいき世代通信」にまとめて、毎年ご契約者の皆さまにお送りしております。



社会とのかかわり

当社は、少額短期保険業者として社会的責任を果たすために、地域活動を通して豊かな社会の実現とその持続的発展に努めてまいります。

■ こども向けサッカー教室の開催

将来を担うこどもたちが健やかに成長することを願い、J1リーグ・川崎フロンターレの協力のもと、サッカー教室を開催しております。

<サッカー教室の風景> (2019年11月に岩手県大船渡市にて開催)

・小中学生対象 サッカー教室



・年中、年長のお子さまと保護者対象 親子レクリエーション



業績データ

■ 直近の3事業年度における主要な業務の 状況を示す指標.....	41
■ 財産の状況	42
■ 業務の状況を示す指標等.....	56
■ 保険契約に関する指標等	59
■ 経理に関する指標等	62
■ 資産運用に関する指標等	65

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:千円)

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度
経常収益	4,978,180	5,793,264	6,713,946
経常利益	155,055	209,440	190,918
当期純利益	117,547	150,122	133,094
資本金の額 (発行済株式の総数)	36,000 (720 株)	36,000 (720 株)	36,000 (720 株)
総資産額	2,098,046	2,510,733	2,702,330
純資産額	783,421	933,543	1,066,638
保険業法上の純資産額 (※)	856,455	1,021,477	1,173,981
責任準備金残高	649,153	850,782	763,838
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	3,001.8%	3,064.0%	2,763.9%
配当性向	—	—	—
従業員数	42 名	49 名	135 名
正味収入保険料の額	1,913,512	2,402,030	2,998,021

※ 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

財産の状況

■ 貸借対照表

(単位:千円、%)

科目	2018年度末 (2019年3月31日現在)		2019年度末 (2020年3月31日現在)		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
(資産の部)						
現金及び預貯金	1,497,794	59.7	1,475,656	54.6	△22,138	△1.5
現金	—		—		—	
預貯金	1,497,794		1,475,656		△22,138	
有形固定資産	13,201	0.5	57,333	2.1	44,132	334.3
建物附属設備	10,817		36,692		25,874	
工具器具備品	2,383		20,641		18,257	
無形固定資産	39,362	1.6	55,167	2.0	15,805	40.2
ソフトウェア	37,644		33,100		△4,543	
その他の無形固定資産	1,718		22,067		20,348	
代理店貸	—	—	5	0.0	5	—
共同保険貸	—	—	3,112	0.1	3,112	—
再保険貸	305,662	12.2	307,567	11.4	1,905	0.6
その他資産	487,214	19.4	597,381	22.1	110,167	22.6
未収利息	5		5		0	
未収金	424,694		455,782		31,088	
前払費用	27,363		82,121		54,758	
立替金	3,466		3,233		△232	
預託金	31,685		56,238		24,552	
繰延税金資産	63,497	2.5	77,105	2.9	13,607	21.4
供託金	104,000	4.1	129,000	4.8	25,000	24.0
資産の部合計	2,510,733	100.0	2,702,330	100.0	191,597	7.6

(単位:千円、%)

科 目	2018年度末 (2019年3月31日現在)		2019年度末 (2020年3月31日現在)		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
(負債の部)						
保 険 契 約 準 備 金	1,042,551	41.5	1,021,046	37.8	△21,504	△2.1
支 払 備 金	191,768		257,208		65,440	
責 任 準 備 金	850,782		763,838		△86,944	
代 理 店 借	5,253	0.2	7,349	0.3	2,095	39.9
共 同 保 険 借	—	—	16,043	0.6	16,043	—
再 保 険 借	274,123	10.9	284,686	10.5	10,562	3.9
そ の 他 負 債	235,273	9.4	289,502	10.7	54,228	23.0
未 払 法 人 税 等	45,199		39,064		△6,134	
未 払 金	153,014		244,219		91,204	
未 払 費 用	32,679		3,871		△28,807	
預 り 金	4,132		2,246		△1,886	
仮 受 金	247		100		△147	
退 職 給 付 引 当 金	19,987	0.8	17,064	0.6	△2,923	△14.6
負債の部合計	1,577,189	62.8	1,635,692	60.5	58,502	3.7
(純資産の部)						
資 本 金	36,000	1.4	36,000	1.3	—	—
利 益 剰 余 金	897,543	35.7	1,030,638	38.1	133,094	14.8
利 益 準 備 金	36,000		36,000		—	
そ の 他 利 益 剰 余 金	861,543		994,638		133,094	
繰 越 利 益 剰 余 金	861,543		994,638		133,094	
株 主 資 本 合 計	933,543	37.2	1,066,638	39.5	133,094	14.3
純資産の部合計	933,543	37.2	1,066,638	39.5	133,094	14.3
負債及び純資産の部合計	2,510,733	100.0	2,702,330	100.0	191,597	7.6

《 貸借対照表に関する注記 》

2018 年度末 (2019 年 3 月 31 日現在)	2019 年度末 (2020 年 3 月 31 日現在)								
<p>1.重要な会計方針に係る事項</p> <p>(1)固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>8～15 年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4～ 6 年</td> </tr> </table> <p>②無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェアについては、会社所定の利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(2)引当金の計上基準 (退職給付引当金) 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および中小企業退職金共済制度からの給付予定額に基づき、簡便法により算定して計上しております。 なお、当社は 2019 年 3 月 31 日をもって退職金制度を廃止しておりますが、廃止時における過去勤務に係る部分を従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 2 号)に基づき、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。</p> <p>(3)消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(4)責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法施行規則第 211 条の 46 の規定に基づき算出した金額を計上しております。</p>	建物附属設備	8～15 年	工具器具備品	4～ 6 年	<p>1.重要な会計方針に係る事項</p> <p>(1)固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>8～15 年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>5～ 8 年</td> </tr> </table> <p>②無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェアについては、会社所定の利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(2)引当金の計上基準 (退職給付引当金) 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および中小企業退職金共済制度からの給付予定額に基づき、簡便法により算定して計上しております。 なお、当社は 2019 年 3 月 31 日をもって退職金制度を廃止しておりますが、廃止時における過去勤務に係る部分を従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 2 号)に基づき、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。</p> <p>(3)消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(4)責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法施行規則第 211 条の 46 の規定に基づき算出した金額を計上しております。</p>	建物附属設備	8～15 年	工具器具備品	5～ 8 年
建物附属設備	8～15 年								
工具器具備品	4～ 6 年								
建物附属設備	8～15 年								
工具器具備品	5～ 8 年								

2018 年度末 (2019 年 3 月 31 日現在)	2019 年度末 (2020 年 3 月 31 日現在)																						
<p>2.税効果会計に関する事項</p> <p>繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">保険契約準備金</td> <td style="text-align: right;">47,110 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">5,597 千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">968 千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">7,731 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,089 千円</td> </tr> <tr> <td><u>繰延税金資産合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>63,497 千円</u></td> </tr> </table>	保険契約準備金	47,110 千円	退職給付引当金	5,597 千円	未払金	968 千円	未払費用	7,731 千円	その他	2,089 千円	<u>繰延税金資産合計</u>	<u>63,497 千円</u>	<p>2.税効果会計に関する事項</p> <p>繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">保険契約準備金</td> <td style="text-align: right;">67,956 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,778 千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">2,351 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,018 千円</td> </tr> <tr> <td><u>繰延税金資産合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>77,105 千円</u></td> </tr> </table>	保険契約準備金	67,956 千円	退職給付引当金	4,778 千円	未払金	2,351 千円	その他	2,018 千円	<u>繰延税金資産合計</u>	<u>77,105 千円</u>
保険契約準備金	47,110 千円																						
退職給付引当金	5,597 千円																						
未払金	968 千円																						
未払費用	7,731 千円																						
その他	2,089 千円																						
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>63,497 千円</u>																						
保険契約準備金	67,956 千円																						
退職給付引当金	4,778 千円																						
未払金	2,351 千円																						
その他	2,018 千円																						
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>77,105 千円</u>																						
<p>3.資産除去債務に関する事項</p> <p>当社は、本社の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p>	<p>3.資産除去債務に関する事項</p> <p>当社は、本社の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p>																						
<p>4.金融商品に関する事項</p> <p>(1)金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、資金運用については、「資産運用基本方針・管理規程」に基づき、預金(外貨除く)および国債等の有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入による資金の調達およびデリバティブの取引は予定しておりません。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>市場関連リスクや信用リスクについては、「資産運用リスク管理方針・管理規程」にしたがい、リスクの状況について、定期的にリスク管理委員会および取締役会等へ報告される体制としています。</p> <p>定期預金については、「定期預金運用ガイドライン」に基づき、預金対象金融機関の対象先および格付けを限定し、金利動向・利率・信頼性・利便性等を総合的に評価して決定する体制としています。さらに、中途解約の要件などを定め、定期的にモニタリングした結果をリスク管理委員会等へ報告することとしています。</p>	<p>4.金融商品に関する事項</p> <p>(1)金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、資金運用については、「資産運用基本方針・管理規程」に基づき、預金(外貨除く)および国債等の有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入による資金の調達およびデリバティブの取引は予定しておりません。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>市場関連リスクや信用リスクについては、「資産運用リスク管理方針・管理規程」にしたがい、リスクの状況について、定期的にリスク管理委員会および取締役会等へ報告される体制としています。</p> <p>定期預金については、「定期預金運用ガイドライン」に基づき、預金対象金融機関の対象先および格付けを限定し、金利動向・利率・信頼性・利便性等を総合的に評価して決定する体制としています。さらに、中途解約の要件などを定め、定期的にモニタリングした結果をリスク管理委員会等へ報告することとしています。</p>																						

2018年度末 (2019年3月31日現在)	2019年度末 (2020年3月31日現在)																																
<p>(2)金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2019年3月31日(当年度決算日)における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 訳</th> <th style="text-align: center;">貸借対照表 計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">1,497,794</td> <td style="text-align: right;">1,497,794</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td style="text-align: right;">424,694</td> <td style="text-align: right;">424,694</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">153,014</td> <td style="text-align: right;">153,014</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(金融商品の時価の算定方法)</p> <p>現金及び預貯金、未収金ならびに未払金は、1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>	内 訳	貸借対照表 計上額	時価	差額	現金及び預貯金	1,497,794	1,497,794	-	未収金	424,694	424,694	-	未払金	153,014	153,014	-	<p>(2)金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2020年3月31日(当年度決算日)における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 訳</th> <th style="text-align: center;">貸借対照表 計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">1,475,656</td> <td style="text-align: right;">1,475,656</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td style="text-align: right;">455,782</td> <td style="text-align: right;">455,782</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">244,219</td> <td style="text-align: right;">244,219</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(金融商品の時価の算定方法)</p> <p>現金及び預貯金、未収金ならびに未払金は、1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>	内 訳	貸借対照表 計上額	時価	差額	現金及び預貯金	1,475,656	1,475,656	-	未収金	455,782	455,782	-	未払金	244,219	244,219	-
内 訳	貸借対照表 計上額	時価	差額																														
現金及び預貯金	1,497,794	1,497,794	-																														
未収金	424,694	424,694	-																														
未払金	153,014	153,014	-																														
内 訳	貸借対照表 計上額	時価	差額																														
現金及び預貯金	1,475,656	1,475,656	-																														
未収金	455,782	455,782	-																														
未払金	244,219	244,219	-																														
5.有形固定資産の減価償却累計額 13,997千円	5.有形固定資産の減価償却累計額 18,843千円																																
6.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 関係会社に対する金銭債権の総額は32,257千円、金銭債務の総額は20,369千円であります。	6.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 関係会社に対する金銭債権の総額は57,628千円、金銭債務の総額は22,526千円であります。																																
7.支払備金の内訳	7.支払備金の内訳																																
支払備金(出再支払備金控除前) 354,627千円	支払備金(出再支払備金控除前) 408,736千円																																
同上に係る出再支払備金 162,859千円	同上に係る出再支払備金 151,528千円																																
差引 191,768千円	差引 257,208千円																																
8.責任準備金の内訳	8.責任準備金の内訳																																
普通責任準備金(出再責任準備金控除前) 825,330千円	普通責任準備金(出再責任準備金控除前) 695,127千円																																
同上に係る出再責任準備金 62,481千円	同上に係る出再責任準備金 38,632千円																																
差引(イ) 762,848千円	差引(イ) 656,495千円																																
異常危険準備金(ロ) 87,934千円	異常危険準備金(ロ) 107,343千円																																
計(イ)+(ロ) 850,782千円	計(イ)+(ロ) 763,838千円																																
9.1株当たり純資産額 1,296,588円06銭	9.1株当たり純資産額 1,481,441円68銭																																
10.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	10.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。																																

■ 損益計算書

(単位:千円、%)

科 目	2018年度 〔自 2018年4月1日 至 2019年3月31日〕		2019年度 〔自 2019年4月1日 至 2020年3月31日〕		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
経 常 収 益	5,793,264	100.0	6,713,946	100.0	920,681	15.9
保 険 料 等 収 入	5,579,419	96.3	6,314,369	94.0	734,950	13.2
保 険 料	3,974,905		4,647,478		672,572	
再 保 険 収 入	1,604,513		1,666,891		62,377	
回 収 再 保 険 金	690,805		712,073		21,267	
再 保 険 手 数 料	902,604		948,494		45,889	
再 保 険 返 戻 金	4,583		4,598		15	
そ の 他 再 保 険 収 入	6,519		1,724		△4,794	
責 任 準 備 金 等 戻 入 額	—	—	86,944	1.3	86,944	—
責 任 準 備 金 戻 入 額	—		86,944		86,944	
資 産 運 用 収 益	60	0.0	60	0.0	0	0.3
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	60		60		0	
そ の 他 経 常 収 益	213,784	3.7	312,571	4.7	98,786	46.2
代 理 店 手 数 料 等 収 入	213,077		312,029		98,952	
そ の 他 の 経 常 収 益	707		542		△165	
経 常 費 用	5,583,824	96.4	6,523,027	97.2	939,203	16.8
保 険 金 等 支 払 金	3,095,883	53.4	3,533,592	52.6	437,709	14.1
保 険 金 等	1,511,904		1,877,811		365,906	
解 約 返 戻 金 等	10,084		10,867		783	
再 保 険 料	1,573,894		1,644,912		71,018	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	253,913	4.4	65,440	1.0	△188,473	△74.2
支 払 備 金 繰 入 額	52,284		65,440		13,155	
責 任 準 備 金 繰 入 額	201,629		—		△201,629	
事 業 費	2,206,940	38.1	2,889,711	43.0	682,770	30.9
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	2,025,863		2,641,860		615,997	
税 金	146,064		219,560		73,496	
減 価 償 却 費	26,841		26,095		△745	
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	8,171		2,194		△5,977	
そ の 他 経 常 費 用	27,086	0.5	34,283	0.5	7,197	26.6
代 理 代 行 業 務 経 費	26,540		33,722		7,181	
そ の 他 の 経 常 費 用	545		561		15	
経 常 利 益	209,440	3.6	190,918	2.8	△18,521	△8.8
特 別 損 失	—	—	4,943	0.1	4,943	—
固 定 資 産 処 分 損	—		4,943		4,943	
税 引 前 当 期 純 利 益	209,440	3.6	185,975	2.8	△23,465	△11.2
法 人 税 及 び 住 民 税	68,575	1.2	66,488	1.0	△2,086	△3.0
法 人 税 等 調 整 額	△9,256	△0.2	△13,607	△0.2	△4,350	47.0
法 人 税 等 合 計	59,318	1.0	52,880	0.8	△6,437	△10.9
当 期 純 利 益	150,122	2.6	133,094	2.0	△17,027	△11.3

《 損益計算書に関する注記 》

2018年度 (2018年4月1日～2019年3月31日)	2019年度 (2019年4月1日～2020年3月31日)
1.収益及び費用に関する内訳 (1)正味収入保険料 保険料、再保険返戻金及びその他再保険収入の合計額 3,986,008 千円 再保険料及び解約返戻金等の合計額 1,583,978 千円 差引 2,402,030 千円 (2)正味支払保険金 保険金等 1,511,904 千円 回収再保険金 690,805 千円 差引 821,098 千円 (3)支払備金繰入額 支払備金繰入額(出再支払備金控除前) 96,523 千円 同上に係る出再支払備金繰入額 44,238 千円 差引 52,284 千円 (4)責任準備金繰入額 普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前) 187,157 千円 同上に係る出再責任準備金繰入額 427 千円 差引(イ) 186,729 千円 異常危険準備金繰入額(ロ) 14,900 千円 計(イ)+(ロ) 201,629 千円 (5)利息及び配当金等収入の内訳 預貯金利息 60 千円	1.収益及び費用に関する内訳 (1)正味収入保険料 保険料、再保険返戻金及びその他再保険収入の合計額 4,653,801 千円 再保険料及び解約返戻金等の合計額 1,655,780 千円 差引 2,998,021 千円 (2)正味支払保険金 保険金等 1,877,811 千円 回収再保険金 712,073 千円 差引 1,165,738 千円 (3)支払備金繰入額(△は支払備金戻入額) 支払備金繰入額(出再支払備金控除前) 54,108 千円 同上に係る出再支払備金繰入額 △11,331 千円 差引 65,440 千円 (4)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額) 普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前) △130,202 千円 同上に係る出再責任準備金繰入額 △23,849 千円 差引(イ) △106,353 千円 異常危険準備金繰入額(ロ) 19,408 千円 計(イ)+(ロ) △86,944 千円 (5)利息及び配当金等収入の内訳 預貯金利息 60 千円
2.関係会社との取引高 関係会社との取引による収益の総額は 559 千円、費用の総額は 164,588 千円であります。	2.関係会社との取引高 関係会社との取引による収益の総額は 542 千円、費用の総額は 179,047 千円であります。

2018年度 (2018年4月1日～2019年3月31日)								2019年度 (2019年4月1日～2020年3月31日)							
3. 関連当事者との取引に関する事項 (1)親会社及び法人主要株主等 (単位:千円)								3. 関連当事者との取引に関する事項 (1)親会社及び法人主要株主等 (単位:千円)							
種類	会社等 名称	議決権 等の 被所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (※2)	科目	期末残高 (※2)	種類	会社等 名称	議決権 等の 被所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (※2)	科目	期末残高 (※2)
親会社	SBIホール ディングス(株)	(被所有) 直接 0.00% 間接 74.98%	不動産 の賃借 等	不動産転 借負担料 等の支払 (※1)	40,811	預託金 未払金	31,685 3,562	親会社	SBIホール ディングス(株)	(被所有) 直接 0.00% 間接 68.94%	不動産 の賃借 等	不動産転 借負担料 等の支払 (※1)	57,026	預託金 未払金	56,238 6,671
(取引条件及び取引条件の決定方針等) (※1) 不動産転借負担料等については、外部からの賃借料を基にして算出した金額としております。 (※2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等が含まれております。								(取引条件及び取引条件の決定方針等) (※1) 不動産転借負担料等については、外部からの賃借料を基にして算出した金額としております。 (※2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等が含まれております。							

2018年度 (2018年4月1日～2019年3月31日)								2019年度 (2019年4月1日～2020年3月31日)							
(2)兄弟会社等 (単位:千円)								(2)兄弟会社等 (単位:千円)							
種類	会社等 名称	議決権 の 被所有 割合	関連当 事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (※3)	科目	期末残高 (※3)	種類	会社等 名称	議決権 の 被所有 割合	関連当 事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (※3)	科目	期末残高 (※3)
親会社の子会社	SBI損害 保険(株)	-	保険代 理店受 託契約 の締結	代理店 業務に係 る受託手 数料等 の受取 (※1)	28,784	-	-	親会社の子会社	SBI損害 保険(株)	-	保険代 理店受 託契約 の締結	代理店 業務に係 る受託手 数料等 の受取 (※1)	111,595	-	-
親会社の子会社	SBIコネク ト(株)	-	コールセ ンター運 営に 関する 業務委 託会社	コールセ ンター運 営に 関する 業務委 託 (※2)	301,126	未払金	38,892	親会社の子会社	SBIコネク ト(株)	-	コールセ ンター運 営に 関する 業務委 託会社	コールセ ンター運 営に 関する 業務委 託 (※2)	513,740	未払金	41,358
親会社の子会社	(株)ゼウス	-	保険料 収納代 行会社	保険料の 収納代 行に 関する 業務委 託 (※2)	7,550	未収金 未払金	68,915 960	親会社の子会社	(株)ゼウス	-	保険料 収納代 行会社	保険料の 収納代 行に 関する 業務委 託 (※2)	15,641	未収金	66,669
(取引条件及び取引条件の決定方針等) (※1) 保険販売の受託手数料等は、一般の受託手数料等を基準として決定しております。 (※2) 業務委託費用については、業務内容等を勘案し、価格交渉の上で決定しております。 (※3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等が含まれております。								(取引条件及び取引条件の決定方針等) (※1) 保険販売の受託手数料等は、一般の受託手数料等を基準として決定しております。 (※2) 業務委託費用については、業務内容等を勘案し、価格交渉の上で決定しております。 (※3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等が含まれております。							
4. 1株当たり当期純利益 208,503円08銭								4. 1株当たり当期純利益 184,853円61銭							
5.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。								5.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。							

■ 株主資本等変動計算書

2018年度 { 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日 } 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	36,000	36,000	711,421	747,421	783,421	783,421
当期変動額						
当期純利益			150,122	150,122	150,122	150,122
当期変動額合計	—	—	150,122	150,122	150,122	150,122
当期末残高	36,000	36,000	861,543	897,543	933,543	933,543

2019年度 { 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 } 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	36,000	36,000	861,543	897,543	933,543	933,543
当期変動額						
当期純利益			133,094	133,094	133,094	133,094
当期変動額合計	—	—	133,094	133,094	133,094	133,094
当期末残高	36,000	36,000	994,638	1,030,638	1,066,638	1,066,638

《 株主資本等変動計算書に関する注記 》

2018年度 (2018年4月1日～2019年3月31日)					2019年度 (2019年4月1日～2020年3月31日)				
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:株)					1.発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:株)				
株式の種類	当年度期 首株式数	当年度増 加株式数	当年度減 少株式数	当年度末 株式数	株式の種類	当年度期 首株式数	当年度増 加株式数	当年度減 少株式数	当年度末 株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	720	—	—	720	普通株式	720	—	—	720
合 計	720	—	—	720	合 計	720	—	—	720
2.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。					2.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。				

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

年 度 科 目	2018 年度 〔 自 2018 年 4 月 1 日 〕 〔 至 2019 年 3 月 31 日 〕	2019 年度 〔 自 2019 年 4 月 1 日 〕 〔 至 2020 年 3 月 31 日 〕	増減
	金 額	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は損失)	209,440	185,975	△23,465
減価償却費	26,841	26,095	△745
支払備金の増加額(△は減少)	52,284	65,440	13,155
責任準備金の増加額(△は減少)	201,629	△86,944	△288,574
退職給付引当金の増加額(△は減少)	5,416	△2,923	△8,340
利息及び配当金等収入	△60	△60	0
有形固定資産関係損益(△は益)	—	4,943	4,943
代理店貸の増加額(△は増加)	—	△5	△5
再保険貸の増加額(△は増加)	△16,225	△1,905	14,319
その他資産の増減額(△は増加)	△92,693	△88,732	3,961
代理店借の増加額(△は減少)	2,509	2,095	△414
再保険借の増加額(△は減少)	13,752	10,562	△3,189
その他負債の増減額(△は減少)	△26,583	78,323	104,906
小 計	376,312	192,866	△183,446
利息及び配当金等の受取額	64	60	△4
法人税等の支払額	△58,775	△74,534	△15,759
営業活動によるキャッシュ・フロー	317,602	118,391	△199,210
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	—	—	—
その他	△27,374	△140,530	△113,155
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,374	△140,530	△113,155
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	290,228	△22,138	△312,366
現金及び現金同等物期首残高	607,566	897,794	290,228
現金及び現金同等物期末残高	897,794	875,656	△22,138

《 キャッシュ・フロー計算書に関する注記 》

2018年度 (2018年4月1日～2019年3月31日)	2019年度 (2019年4月1日～2020年3月31日)																
<p>1.現金及び現金同等物の当年度末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(2019年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預貯金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,497,794 千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">600,000 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">897,794 千円</td> </tr> </table> <p>なお、キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっています。</p>	現金及び預貯金勘定	1,497,794 千円	預入期間が3か月超の定期預金	600,000 千円	<hr/>		現金及び現金同等物	897,794 千円	<p>1.現金及び現金同等物の当年度末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(2020年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預貯金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,475,656 千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">600,000 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">875,656 千円</td> </tr> </table> <p>なお、キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっています。</p>	現金及び預貯金勘定	1,475,656 千円	預入期間が3か月超の定期預金	600,000 千円	<hr/>		現金及び現金同等物	875,656 千円
現金及び預貯金勘定	1,497,794 千円																
預入期間が3か月超の定期預金	600,000 千円																
<hr/>																	
現金及び現金同等物	897,794 千円																
現金及び預貯金勘定	1,475,656 千円																
預入期間が3か月超の定期預金	600,000 千円																
<hr/>																	
現金及び現金同等物	875,656 千円																
2.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	2.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。																

■ 保険金等の支払能力の充実の状況

(単位:千円)

項目	2018年度末	2019年度末
(1) ソルベンシー・マージン総額	1,356,562	1,560,830
① 純資産の部の合計額(繰延資産等控除後の額)	933,543	1,066,638
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	87,934	107,343
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前) (99%又は100%)	—	—
⑥ 土地の含み損益(85%又は100%)	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	335,084	386,849
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2 + R2^2]} + R3 + R4$	88,547	112,943
保険リスク相当額	85,537	109,704
R1 一般保険リスク相当額	85,537	108,764
R4 巨大災害リスク相当額	—	940
R2 資産運用リスク相当額	13,332	13,077
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	6,008	6,006
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	4,267	3,995
再保険回収リスク相当額	3,056	3,075
R3 経営管理リスク相当額	1,977	2,455
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2) × (2)}	3,064.0%	2,763.9%

■ 会社法による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法による会計監査人の監査を受けております。

■ 金融商品取引法による監査証明

該当事項はありません。

業務の状況を示す指標等

■ 正味収入保険料

(単位:千円)

区 分	2018 年度		2019 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	1,212,422	50.5%	1,421,184	47.4%
引受基準緩和型死亡保険	394,444	16.4%	515,949	17.2%
医療保険	602,097	25.1%	603,188	20.1%
引受基準緩和型医療保険	75,195	3.1%	88,477	3.0%
ペット保険	117,870	4.9%	368,369	12.3%
地震補償保険	—	—	852	0.0%
合計	2,402,030	100.0%	2,998,021	100.0%

※ 正味収入保険料とは、当社元受における保険料の収入から、解約返戻金等および当社を契約者とする再保険契約により当社が支払った再保険料を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

正味収入保険料 = 保険料 + 再保険返戻金 + その他再保険収入 - 再保険料 - 解約返戻金等

■ 元受正味保険料

(単位:千円)

区 分	2018 年度		2019 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	1,769,937	44.6%	2,071,209	44.7%
引受基準緩和型死亡保険	413,343	10.4%	541,048	11.7%
医療保険	1,557,649	39.3%	1,528,155	33.0%
引受基準緩和型医療保険	106,020	2.7%	126,870	2.7%
ペット保険	117,870	3.0%	368,369	7.9%
地震補償保険	—	—	957	0.0%
合計	3,964,821	100.0%	4,636,610	100.0%

※ 元受正味保険料とは、当社元受における保険料の収入から、解約返戻金等を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

元受正味保険料 = 保険料 - 解約返戻金等

■ 支払再保険料

(単位:千円)

区 分	2018 年度		2019 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	561,576	35.8%	650,024	39.6%
引受基準緩和型死亡保険	18,899	1.2%	25,099	1.5%
医療保険	955,551	60.9%	924,966	56.4%
引受基準緩和型医療保険	33,282	2.1%	40,118	2.4%
ペット保険	—	—	—	—
地震補償保険	—	—	105	0.0%
合計	1,569,310	100.0%	1,640,314	100.0%

※ 支払再保険料とは、再保険料から、再保険戻戻金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

支払再保険料＝再保険料－再保険戻戻金

■ 保険引受利益

(単位:千円)

区 分	2018 年度		2019 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	△87,592	△386.2%	△88,825	101.6%
引受基準緩和型死亡保険	△9,937	△43.8%	30,916	△35.4%
医療保険	393,692	1,735.7%	485,062	△554.8%
引受基準緩和型医療保険	△4,531	△20.0%	△12,677	14.5%
ペット保険	△268,949	△1,185.8%	△498,308	570.0%
地震補償保険	—	—	△3,596	4.1%
合計	22,681	100.0%	△87,429	100.0%

※ 保険引受利益とは、保険料等収入から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、保険引受に係る事業費を控除し、その他収支(保険引受に係るもの)を加味したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

保険引受利益＝保険料等収入－(保険金等支払金＋責任準備金等繰入額＋保険引受に係る事業費)
 ＋その他収支(保険引受に係るもの)

■ 正味支払保険金

(単位:千円)

区 分	2018 年度		2019 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	359,690	43.8%	485,260	41.6%
引受基準緩和型死亡保険	136,410	16.6%	228,410	19.6%
医療保険	269,609	32.8%	269,211	23.1%
引受基準緩和型医療保険	26,499	3.2%	34,240	2.9%
ペット保険	28,890	3.5%	148,616	12.7%
地震補償保険	—	—	—	—
合計	821,098	100.0%	1,165,738	100.0%

※ 正味支払保険金とは、元受契約の保険金等から、当社を契約者とする再保険契約により当社が回収した再保険金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

正味支払保険金 = 保険金等 - 回収再保険金

■ 元受正味支払保険金

(単位:千円)

区 分	2018 年度		2019 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	545,900	36.1%	710,200	37.8%
引受基準緩和型死亡保険	165,500	10.9%	256,500	13.7%
医療保険	718,615	47.5%	694,014	37.0%
引受基準緩和型医療保険	52,999	3.5%	68,481	3.6%
ペット保険	28,890	1.9%	148,616	7.9%
地震補償保険	—	—	—	—
合計	1,511,904	100.0%	1,877,811	100.0%

※ 元受正味支払保険金とは、当社元受における保険金等から、元受契約に係る求償等により回収した金額を控除したものを示しております。

■ 回収再保険金

(単位:千円)

区 分	2018 年度		2019 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	186,210	27.0%	224,940	31.6%
引受基準緩和型死亡保険	29,090	4.2%	28,090	3.9%
医療保険	449,005	65.0%	424,802	59.7%
引受基準緩和型医療保険	26,499	3.8%	34,240	4.8%
ペット保険	—	—	—	—
地震補償保険	—	—	—	—
合計	690,805	100.0%	712,073	100.0%

保険契約に関する指標等

■ 契約者配当金

該当事項はありません。

■ 正味損害率、正味事業費率及びその正味合算率<コンバインド・レシオ>

区 分	2018 年度			2019 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
死亡保険	29.7%	74.0%	103.7%	34.1%	64.6%	98.7%
引受基準緩和型死亡保険	34.6%	53.2%	87.7%	44.3%	51.7%	96.0%
医療保険	44.8%	△27.8%	17.0%	44.6%	9.1%	53.7%
引受基準緩和型医療保険	35.2%	64.4%	99.6%	38.7%	77.7%	116.4%
ペット保険	24.5%	268.6%	293.1%	40.3%	170.7%	211.1%
地震補償保険	—	—	—	—	444.9%	444.9%
合計	34.2%	54.3%	88.5%	38.9%	64.7%	103.6%

※ 正味損害率とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{正味損害率} = \text{正味支払保険金} \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

※ 正味事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{正味事業費率} = (\text{保険引受に係る事業費} - \text{再保険手数料}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

※ 正味合算率<コンバインド・レシオ>とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{正味合算率} = \text{正味損害率} + \text{正味事業費率}$$

■ 出再控除前の発生損害率、元受事業費率及びその元受合算率<コンバインド・レシオ>

区 分	2018 年度			2019 年度		
	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率
死亡保険	34.2%	69.7%	104.0%	34.2%	64.9%	99.1%
引受基準緩和型死亡保険	41.9%	51.1%	93.0%	46.8%	49.5%	96.3%
医療保険	46.1%	25.8%	71.8%	45.5%	37.7%	83.2%
引受基準緩和型医療保険	50.3%	45.7%	96.0%	54.6%	54.4%	109.1%
ペット保険	32.2%	337.8%	370.0%	45.1%	186.2%	231.3%
地震補償保険	—	—	—	—	1,056.6%	1,056.6%
合計	40.1%	56.0%	96.1%	40.8%	62.7%	103.5%

- ※ 発生損害率とは、以下の定義にしたがって算出されております。
発生損害率 = 出再控除前の発生支払保険金 ÷ 出再控除前の既経過保険料 × 100
- ※ 元受事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されております。
元受事業費率 = 保険引受に係る事業費 ÷ 出再控除前の既経過保険料 × 100
- ※ 元受合算率<コンバインド・レシオ>とは、以下の定義にしたがって算出されております。
元受合算率 = 発生損害率 + 元受事業費率
- ※ 出再控除前の発生支払保険金とは、以下の定義にしたがって算出されております。
出再控除前の発生支払保険金 = 保険金等 + 出再控除前の支払備金積増額
- ※ 出再控除前の既経過保険料とは、以下の定義にしたがって算出されております。
出再控除前の既経過保険料 = 保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額 - 発生解約返戻金等

■ 出再を行った主要な再保険会社の数と出再保険料の上位 5 社の割合

項 目	2018 年度	2019 年度
出再先保険会社の数	2 社	8 社
出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料の割合	100.0%	100.0%

■ 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	出再保険料における割合	
	2018 年度	2019 年度
A-以上	100.0%	100.0%
BBB 以上	—	—
その他	—	—
合計	100.0%	100.0%

- ※ 格付区分は、スタンダード&プアーズ社(S&P社)の財務格付を使用し、S&P社の格付がない場合には「その他」に区分しております。なお、各再保険会社の財務格付は、いずれも各年度末現在の格付に基づいております。

■ 未収再保険金

(単位:千円)

区 分	2018 年度末		2019 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	50,550	35.8%	52,580	36.8%
引受基準緩和型死亡保険	10,030	7.1%	5,000	3.5%
医療保険	74,118	52.5%	77,426	54.2%
引受基準緩和型医療保険	6,405	4.5%	7,969	5.6%
ペット保険	—	—	—	—
地震補償保険	—	—	—	—
合計	141,103	100.0%	142,975	100.0%

経理に関する指標等

■ 支払備金

(単位:千円)

区 分	2018 年度末		2019 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	91,838	47.9%	99,095	38.5%
引受基準緩和型死亡保険	21,093	11.0%	26,426	10.3%
医療保険	58,880	30.7%	63,958	24.9%
引受基準緩和型医療保険	5,943	3.1%	6,280	2.4%
ペット保険	14,011	7.3%	61,446	23.9%
地震補償保険	—	—	—	—
合計	191,768	100.0%	257,208	100.0%

※ 支払備金は、元受契約における普通支払備金および既発生未報告損害から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

■ 責任準備金

(単位:千円)

区 分	2018 年度末		2019 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	87,515	10.3%	187,005	24.5%
引受基準緩和型死亡保険	86,001	10.1%	70,412	9.2%
医療保険	632,141	74.3%	421,053	55.1%
引受基準緩和型医療保険	10,043	1.2%	7,855	1.0%
ペット保険	35,080	4.1%	76,852	10.1%
地震補償保険	—	—	658	0.1%
合計	850,782	100.0%	763,838	100.0%

※ 責任準備金は、元受契約における普通責任準備金(入院責任準備金、危険保険料積増分含む)および異常危険準備金から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

■ 責任準備金の残高の内訳

(2018年度末)

(単位:千円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合計
死亡保険	53,731	33,784	—	87,515
引受基準緩和型死亡保険	65,916	20,084	—	86,001
医療保険	605,199	26,941	—	632,141
引受基準緩和型医療保険	6,814	3,229	—	10,043
ペット保険	31,186	3,893	—	35,080
地震補償保険	—	—	—	—
計	762,848	87,934	—	850,782

(2019年度末)

(単位:千円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合計
死亡保険	150,238	36,766	—	187,005
引受基準緩和型死亡保険	45,661	24,751	—	70,412
医療保険	393,994	27,059	—	421,053
引受基準緩和型医療保険	4,076	3,778	—	7,855
ペット保険	61,907	14,944	—	76,852
地震補償保険	615	42	—	658
計	656,495	107,343	—	763,838

※ 普通責任準備金は、元受契約における未経過保険料・入院責任準備金・危険保険料積増分から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

■ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

(単位:千円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
利益準備金	36,000	100.0%	36,000	100.0%
任意積立金	—	—	—	—
合計	36,000	100.0%	36,000	100.0%

■ 損害率の上昇に対する経常利益の変動の額

上昇率	発生損害率(支払率)が1%上昇すると仮定	
算出方法	経常利益の減少額＝発生損害額(支払額)の増加額 ＝既経過保険料×1%	
経常利益の減少額	2018年度	2019年度
	23,651千円	29,631千円

※ 異常危険準備金等の取り崩しは考慮いたしません。

※ 既経過保険料は出再分を控除しております。

■ 事業費内訳明細

(単位:千円)

区 分		2018年度	2019年度
営業費	代理店手数料	45,809	65,835
	広告宣伝費	786,569	947,702
	その他営業費	267,330	271,531
	小計	1,099,708	1,285,069
一般管理費	人件費	392,667	486,304
	物件費	533,487	870,486
	小計	926,154	1,356,791
税金		146,064	219,560
減価償却費		26,841	26,095
退職給付引当金繰入額		8,171	2,194
事業費合計		2,206,940	2,889,711

資産運用に関する指標等

■ 資産運用方針

少額短期保険業者の資産運用については、財務の健全性の確保の観点から、預貯金や国債・地方債等の安全資産に限定した運用が求められております。したがって、当社では、「資産運用基本方針・管理規程」や「流動性リスク管理方針・管理規程」を策定し、これらの規程に基づく運用の実践および管理態勢の整備を行っております。

直近では、安全性・流動性の確保を踏まえ、預貯金による運用を基本方針としております。

■ 資産運用の概況

(単位:千円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現 預 金	1,497,794	59.7%	1,475,656	54.6%
金 銭 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
運 用 資 産 計	1,497,794	59.7%	1,475,656	54.6%
総 資 産	2,510,733	100.0%	2,702,330	100.0%

■ 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:千円)

区 分	2018年度		2019年度	
	金 額	利回り	金 額	利回り
現 預 金	60	0.00%	60	0.00%
金 銭 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
小 計	60	0.00%	60	0.00%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	60	0.00%	60	0.00%

■ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当事項はありません。

■ 保有有価証券利回り

該当事項はありません。

■ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はありません。

■ 有価証券及び金銭の信託に関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

「SBIいきいき少額短期保険の現状 2020」

2020年7月発行

SBIいきいき少額短期保険株式会社

〒106-6016 東京都港区六本木 1-6-1

泉ガーデンタワー

電話 03-6856-4531(代表)

URL <https://www.i-sedai.com/>



SBI いきいき少額短期保険株式会社 SBI IKIIKI SSI Inc.

〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL 03-6856-4531(代表)

<https://www.i-sedai.com>